

京都市告示第 3 0 1 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第 5907 号	平成 25.9.3	メートル 4.00 ～ 4.30	メートル 34.61	京都市左京区岩倉幡枝町 503 番 8, 503 番 12, 503 番 13, 561 番 2	京都市洛北第三土 地区画整理組合 理事長 古村英夫

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）